

大阪府職員労働組合総務農林支部・大阪府職員労働組合総務農林支部環境管理分会からの職場労働条件に関する要求への回答

番号	回答
1	<p>従来からの労使慣行に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって対応してまいります。</p>
2(1)	<p>今年度は3名の職員が産前産後休暇等を取得しました。その代替要員として、総務・企画グループには非常勤職員を配置、環境監視グループには常勤職員を配置、水質指導グループには常勤職員と非常勤職員を配置しました。</p> <p>職員が安心して母性保護や子育てのための休暇等の制度を活用できるよう、所属として子育てをサポートする環境づくりが重要であると認識しています。とりわけ、育児休業については、大阪府特定事業主行動計画においても、「職場に迷惑をかける」、「業務が繁忙である。」という意見があり、気兼ねや不安を感じることなく育児休業を取得できるよう、今後とも代替要員の確保に努めてまいります。</p>
2(2)	<p>通勤緩和や妊娠障がい休暇等の特別休暇や育児休業について、本人希望の申請内容から変更を促した事実はありません。なお、妊娠障がい休暇の取得に関する相談を受けた際に、取得要件の説明を行ったことはありました。</p> <p>妊娠から出産までの母体保護等のための特別休暇制度は、それぞれの取得要件に該当する場合（産前産後休暇を除く。）に本人の意思を尊重して承認されるべきものであり、制度を活用しやすい雰囲気づくりに努めてまいります。</p>
2(3)	<p>妊娠障がい休暇は、妊娠障がいのため勤務が著しく困難である旨の申請があった場合には、母体や胎児の保護の観点から本人の意思を尊重して承認されるべきものと認識しています。</p>
3(1)	<p>育児休業の代替については、非常勤による代替を基本としつつも休業期間が1年以上の長期に及ぶ場合など、一定の要件を満たす場合には、可能な限り代替措置として常勤職員の配置とされているところであり、今後とも可能な限り代替措置として常勤職員を配置できるよう関係課に要求してまいります。</p>
3(2)	<p>今年度は4名の職員が育児短時間勤務や部分休業を取得しました。育児短時間勤務については、業務を処理するための措置が困難な場合を除き承認するものであり、すべてを承認し、取得しています。また、部分休業については、子どもが小学校就学の始期に達するまで、1日2時間まで、15分単位で取得できるものであり、承認を受けようとする職員は、その必要な期間について、あらかじめ概ね1か月を単位として包括して請求することとされ、勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与が減額されます。所属では、承認された職員が部分休業を取得しやすいように、グループ長等から、適宜、声かけを行うとともに、必要に応じて承認された職員の業務量を軽減しています。</p> <p>部分休業については、各職員からの申請に基づき平成30年2月末現在で延べ633日承認し、承認どおり部分休業を取得した日は329日、承認どおり取得しなかった日は304日でした。承認どおり取得しなかった304日の内訳は、いずれも各職員からの申請に基づき1日の部分休業の一部を取り消した日が72日、当初の承認を取り消した日は232日（うち132日は年次休暇や夏期休暇等の取得に伴うもの。）でした。</p> <p>部分休業は、給与の減額を伴うものであり、各職員の事情に応じて取り消しの承認等を行っているのが実情であり、今後とも本人の意思を尊重して、適切に運用してまいります。</p>